

令和7年度 介護支援専門員研修について

愛知県社会福祉協議会は、愛知県の研修実施機関として専門研修・更新研修・再研修・実務研修を開催しています。本会では各研修年1回の開催ですのでご注意ください。

愛知県登録以外の方で、愛知県でご受講を希望される方は(052-212-5516)までご連絡ください。また、予定は変更となる場合があります。HPにて最新の情報をご確認ください。

◎介護支援専門員証の更新に必要な研修

更新に必要な研修は、専門員証の有効期間内に研修を修了し、愛知県福祉局高齢福祉課へ更新手続きを済ませなければなりません。期限切れとならないよう、早めの受講をおすすめします。

研修名	研修受講のための要件	申込受付期間
専門研修	- 介護支援専門員として現在勤務している方 - 有効期間が令和9年1月1日以降の方 - 現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、以下の実務従事期間を満たす方（継続していなくても有効期間5年間の中での従事期間の合計で可）	令和7年 3月21日(金)から 4月25日(金)まで
課程Ⅰ	- 介護支援専門員としての実務従事期間が、現在の有効期間内で、6か月以上の方 *研修 56 時間（実施予定:令和7年7月～9月） - 受講料 38,200 円（非課税）	
課程Ⅱ	- 介護支援専門員としての実務従事期間が、現在の有効期間内で、3年以上の方 *研修 32 時間（実施予定:令和7年9月～12月） - 受講料 28,600 円（非課税）	
更新研修	愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方	
実務経験者	- 現在の有効期間内で、実務に従事している方又は従事していた経験がある方 →有効期間が令和8年1月1日～令和8年12月31日までの方 *研修 88 時間（実施予定:令和7年7月～12月） - 受講料 66,800 円（非課税） *研修 32 時間（実施予定:令和7年9月～12月） - 受講料 28,600 円（非課税）	令和7年 3月21日(金)から 4月25日(金)まで
実務未経験者	- 現在の有効期間内で、実務に従事した経験がない方 →有効期間が令和8年4月1日～令和9年3月31日までの方 *研修 54 時間（実施予定:令和7年12月～令和8年3月） - 受講料 36,600 円（非課税）	令和7年 8月下旬から 9月下旬まで(予定) ※8月下旬ホームページにてご案内
再研修	- 有効期間が満了してしまい、再度介護支援専門員証の交付を受けようとする方 *研修 54 時間（実施予定:令和7年12月～令和8年3月） - 受講料 36,600 円（非課税）	

※なお、実務研修、更新研修（実務経験者 88 時間以上）、更新研修（実務経験者 32 時間以上、更新 2 回目以降）については、教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の指定講座です。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

※更新に必要な全研修について、研修本会とは別に愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会がオンライン（Zoom）で実施しています。【愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP】 <https://www.aichi-kaigo.org/>

◎実務研修の受講を希望し、介護支援専門員実務研修受講試験を受験及び合格をした方が介護支援専門員として登録するための研修

第 28 回 実務研修	*研修 87 時間（実施予定:令和8年2月～令和8年9月） - 受講料 59,600 円（非課税）
----------------	--

※第28回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方については、本会より受講に関する書類をお送りさせていただきます。（ただし試験願書内にある「実務研修実施機関への情報提供」欄の同意しないに○をつけた方には送付致しません。）

※過去介護支援専門員実務研修受講試験に合格しその後実務研修を受講されていない方で、実務研修の受講を希望される方は令和7年10月末までに本会へお電話ください。

1. 介護支援専門員証の更新に必要な研修について

介護支援専門員としての実務従事状況や前回修了した研修等により受講する研修が異なります。更新を希望される方は、フローチャートを参考に受講する研修をご確認の上、有効期限内にご自身の対象となる研修を受講してください。

(更新に必要な研修のフローチャート【令和7年度版】はコチラをクリック)

(介護支援専門員研修全体のフローチャートはコチラをクリック)

→フローチャートが表示されます

2. 実務経験の範囲について

(1) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所または施設において、介護支援専門員として実務に就いていたものに限ります。

- ①居宅介護支援事業所
- ②介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
- ③小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ④介護老人福祉施設
- ⑤介護老人保健施設
- ⑥介護医療院・介護療養型医療施設
- ⑦特定施設入居者生活介護事業所
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設
- ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑩認知症対応型共同生活介護事業所

ただし、上記の事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行うのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっておりますので、当該管理者については、実務経験があると認められます。

(2) 地域包括支援センターに配置されている保健師・社会福祉士等についても予防プランの作成を行っていれば、実務経験があると認められます。

いずれの場合も、介護支援専門員証の現在の有効期間内の実務経験が対象になります。

◎ お問い合わせ先（土・日及び祝休日を除く）

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター ケアマネ研修・試験グループ
〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 電話 (052) 212-5516 FAX (052) 212-5518